

宮崎県病院薬剤師奨学金返還支援事業

Q & A（対象施設）

宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課薬務対策室

対象施設

問1 対象施設の要件に名称の記載がある医療機関ではありませんが、今回の支援事業に参加したいと考えています。対象施設となるには、どのような条件が必要でしょうか？

（答） 知事が適当と認める施設となるには、「認定実務実習指導薬剤師」又は「日病薬病院薬学認定薬剤師」が在籍し、県が認める育成プログラム（別紙参照）を作成可能であることが必要です。

御不明な点は、宮崎県薬務感染症対策課薬務対策室（0985-26-7060）にお問合せください。

○ 就職前

問2 支援対象者の認定を受けたいという方から相談がありました。内定予定ですが、何か医療機関が行わなければならないことはありますか？

（答） 認定申請時に必要な推薦書の提出をお願いします。

対象施設となるには、育成プログラムの作成が必要となりますので、推薦書に育成プログラムの添付をお願いします。（推薦書提出の際、育成プログラム未作成の場合は採用予定日のおおむね1か月前までに、宮崎県薬務感染症対策課薬務対策室の以下のメール宛て提出をお願いします。

提出先：yakumutaisaku@pref.miyazaki.lg.jp

○ 就職後

問3 支援対象者が就職しました。医療機関が行わなければならないことはありますか？

（答） 就業2年目以降、毎年4月初めに前年度分の在職証明書を発行願います。

※ 支援対象者は、毎年4月20日までに、前年度の在籍状況等の報告を行う必要があります。報告には医療機関が発行した在職証明が必要となります。

また、Ⅰ～Ⅲ期(おおむねⅠ期3年)の各育成プログラムの満了時には、在職証明に、任意様式で育成プログラムの評価内容を提出していただく必要があります。

問4 採用した対象者を県外勤務とした場合、補助金は交付されますか？

(答) 県外勤務となった場合は、対象者の補助金の交付は打ち切りになります。